

共生型サービスについて

1 共生型サービスとは

「共生型サービス」とは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30年4月に介護保険と障害福祉の両方に位置付けられた制度です。

これにより、介護保険事業所は障害福祉サービス事業所等の指定を、障害福祉サービス事業者等は介護保険事業所の指定を受けやすくなります。

(1) 共生型サービスの対象となるサービス（主なもの）

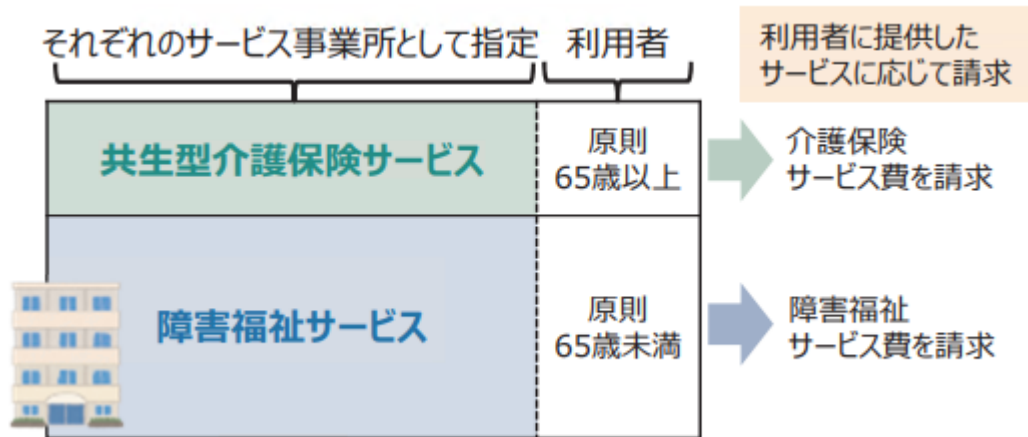
	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○訪問介護	⇔	○居宅介護 ○重度訪問介護
デイサービス	○通所介護 ○地域密着型通所介護	⇔	○生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	⇔	○短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	➡	○生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い □ 泊まり	➡	○短期入所

・⇔は相互に対応。

・小規模多機能型居宅介護事業所は障害福祉サービスの生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供できますが、それらの障害福祉サービス事業所は小規模多機能型居宅介護事業を提供することはできません。

(2) 共生型サービスの実施イメージ

ア 共生型介護保険サービスの実施



- ・障害福祉サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、共生型介護保険サービス事業所の指定を受けることが可能です。

(例) 障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」の指定を受けている事業所は、「共生型訪問介護」の指定を受けることが可能。

- ・利用者の年齢・状態像に応じ、障害福祉サービス、共生型介護保険サービスのいずれかを提供します。

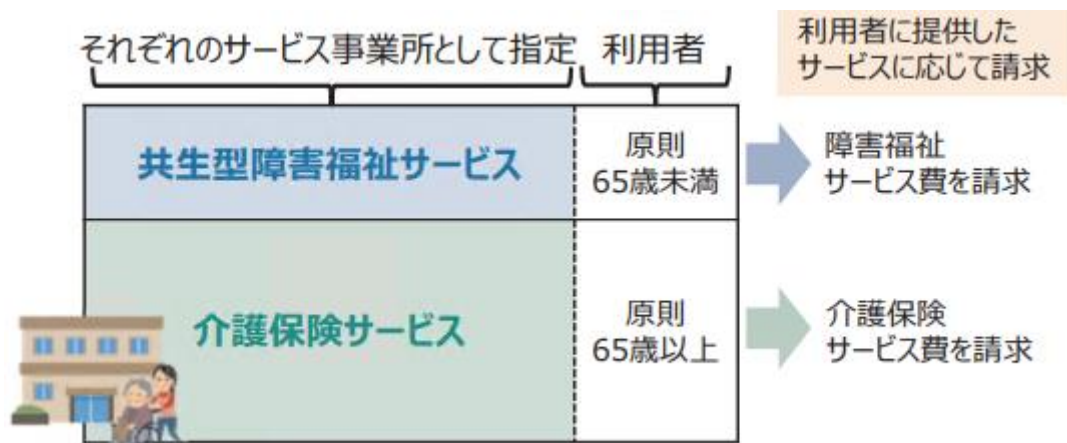
・サービス費用の財源は、

○障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づく税財源

○共生型介護保険サービス：介護保険法に基づく税及び保険料財源

となっているため、請求は別々に行います。

イ 共生型障害福祉サービスの実施



資料 15(共通)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

- ・介護保険サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、共生型障害福祉サービス事業所の指定を受けることが可能です。

（例）介護保険サービスの「訪問介護」の指定を受けている事業所は、「共生型居宅介護」「共生型重度訪問介護」の指定を受けることが可能。

- ・利用者の年齢・状態像に応じ、介護保険サービス、共生型障害福祉サービスのいずれかを提供します。
- ・サービス費用の財源は、
 - 介護保険サービス：介護保険法に基づく税及び保険料財源
 - 共生型障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づく税財源
 となっているため、請求は別々に行います。

（３）人員配置基準・設備基準・運営基準

・人員配置基準・設置基準は、基本的に共生型サービスを開始する前に指定を受けていた事業所における基準が適用されます。

例えば、

○介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスを実施した場合

→介護保険サービスの利用者数と共生型障害福祉サービスの利用者数を合計し、その数に応じて介護保険サービス事業所として必要とされる数以上の人員を配置する必要があります。また、設備基準は、介護保険サービス事業所と同様に定められています。

○障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスを実施した場合

→障害福祉サービスの利用者と共生型介護保険サービスの利用者数を合計し、その数に応じて障害福祉サービス事業所として必要とされる数以上の人員を配置する必要があります。また設備基準は、障害福祉サービス事業所と同様に定められています。

このほか、運営基準が定められていますが、これは共生型サービスとして実施するサービスにあわせた基準が適用されます。

２ 共生型サービスの指定について

介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供する場合、共生型サービス創設以前は介護保険サービス・障害福祉サービスそれぞれに課された人員配置基準等を満たした上で、指定を受ける必要がありました。しかし、共生型サービスを活用する場合、これまで提供していたサービスと同様の人員配置基準・設備基準による

資料 15(共通)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

運営が可能となるほか、指定を受ける際の手続きも簡略化されます。

詳細につきましては、(別紙)「共生型介護保険サービス指定に係る特例」をご確認ください。

なお、共生型サービスの指定を検討されている事業所様につきましては、当課及び介護保険事業課へ事業計画段階でお早めにご相談ください。

3 令和6年度報酬改定について

(1) 提供主体の拡充

医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービスの提供を可能となりました。

《通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準》

- ① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。
 - ② 通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
 - ③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。
- ※ 通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

(2) 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価

※共生型児童発達支援または共生型放課後等デイサービスが対象

《共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】》

共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

(3) 医療型短期入所において、介護老人保健施設が実施する際の指定申請手続きが、本年4月の条例改正により簡素化。

資料 15(共通)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

参考資料

○厚生労働省ホームページ：共生型サービス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

○共生型サービス★はじめての一步★ ～立ち上げと運営のポイント～

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_200423_2.pdf

○共生型サービス★はじめての一步★ ～関連規定集～

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210510.pdf